

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域の所在及び現況

- (1) 所 在 原田町地内
- (2) 地 積 受益面積 1.6 ha 関係戸数 5 戸
- (3) 現 況 当地区は、善通寺市の東部に位置した水田地帯であり、水稻が中心の営農であり、地区内の水路は老朽化が進んでおり、漏水等水管理に支障をきたしている。

3. 一般計画

- 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、32アールと零細で土地が分散しており、生産基盤は未整備である。
- 水路の整備をすることにより、維持管理を軽減させ、地域農業の振興と生産性向上を図る。
- 水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

水路			
水路延長(m)	44	起点	原田町1361-1地先
		終点	原田町1360地先
断面		B (m)	0.4
		H (m)	0.5
構造	二次製品		

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令 和 8 年 10 月 1 日
完 了 令 和 9 年 1 月 31 日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、善通寺市土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	3,966	
用地買収補償費	0	
測 量 試 験 費	434	10.94%
工 事 雑 費	0	
事 務 費	0	
計	4,400	10a当りの事業費 275,000 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補 助 金		
国 補 助 金	0	
県 補 助 金	2,200	
市 町 補 助 金	1,540	事業費の 35%
小 計	3,740	
地 元 負 担 金		
受 益 者 負 担 金	660	
借 入 金	0	農林漁業資金 利率 0 償還期間 0 賦課基準 0
小 計	660	
計	4,400	

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	310
維 持 管 理 節 減 効 果	76
走 行 費 用 節 減 効 果	0
そ の 他	0
年 総 増 加 額 計	386
廃 用 損 失 額	0

n : 30 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 農家負担率 T
 建設利息率 : $0.15 \times 0.4 \times 0.065 \times 1$
 農家負担率 : 0.15

還元率 $\times (1 + \text{建設利息率}) = 0.0581$
 妥 当 投 資 額 = 年総増加額計 $\div$ 還元率 $\times (1 + \text{建設利息率})$
 $= 385.72 \div 0.0581$
 $= 6,639$
 投 資 効 率 = 妥 当 投 資 額 $\div$ 総 事 業 費 = 1.5
 ※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

位置図



単独県費補助土地改良事業（土居地区）

土居団地集会所

水路改修工
L=44m

土居

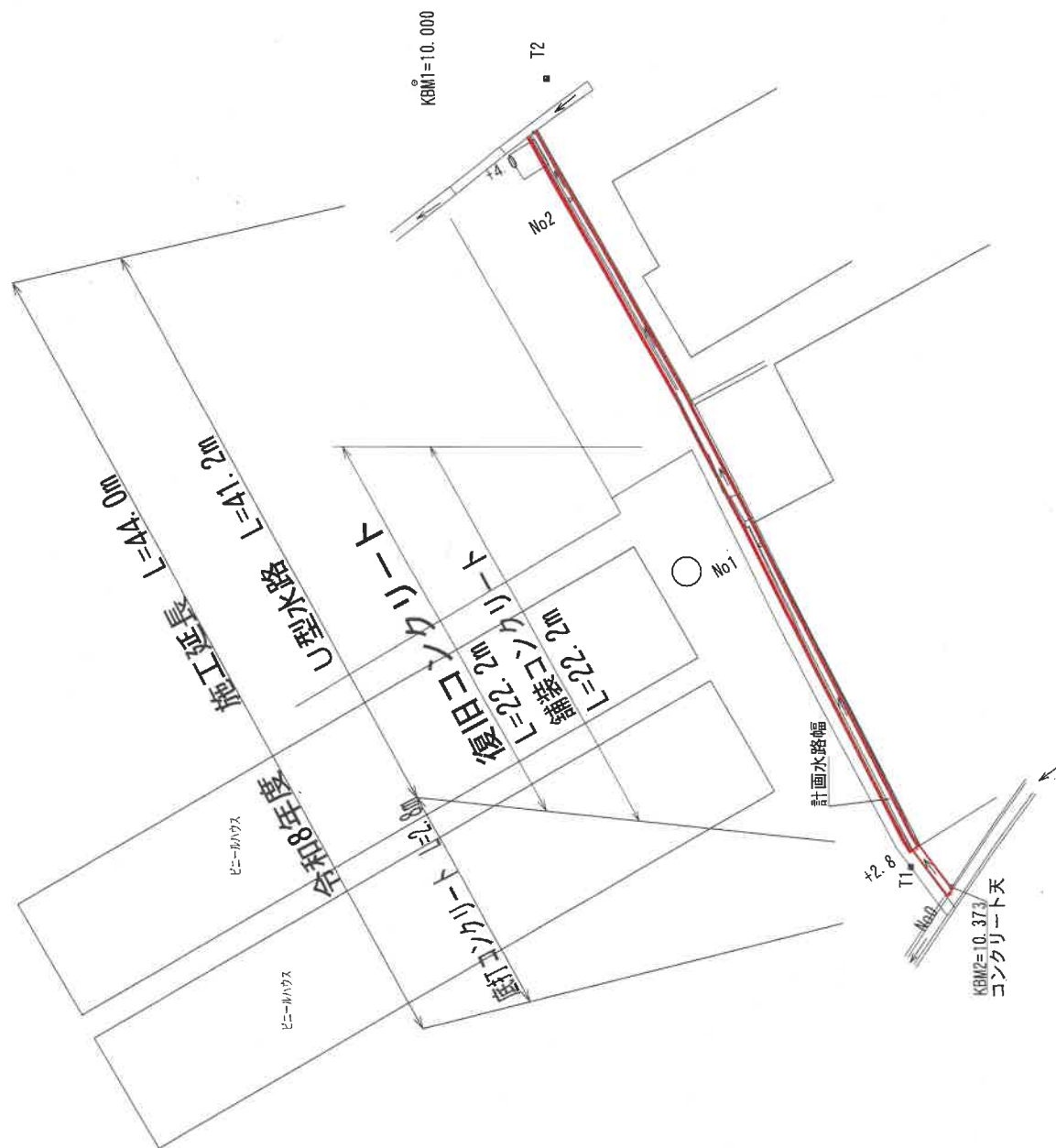
土居会場

原田町



平面図

S=1:250



標準横断面図

$S = 1:20$

U型水路
(400×500)

宅地

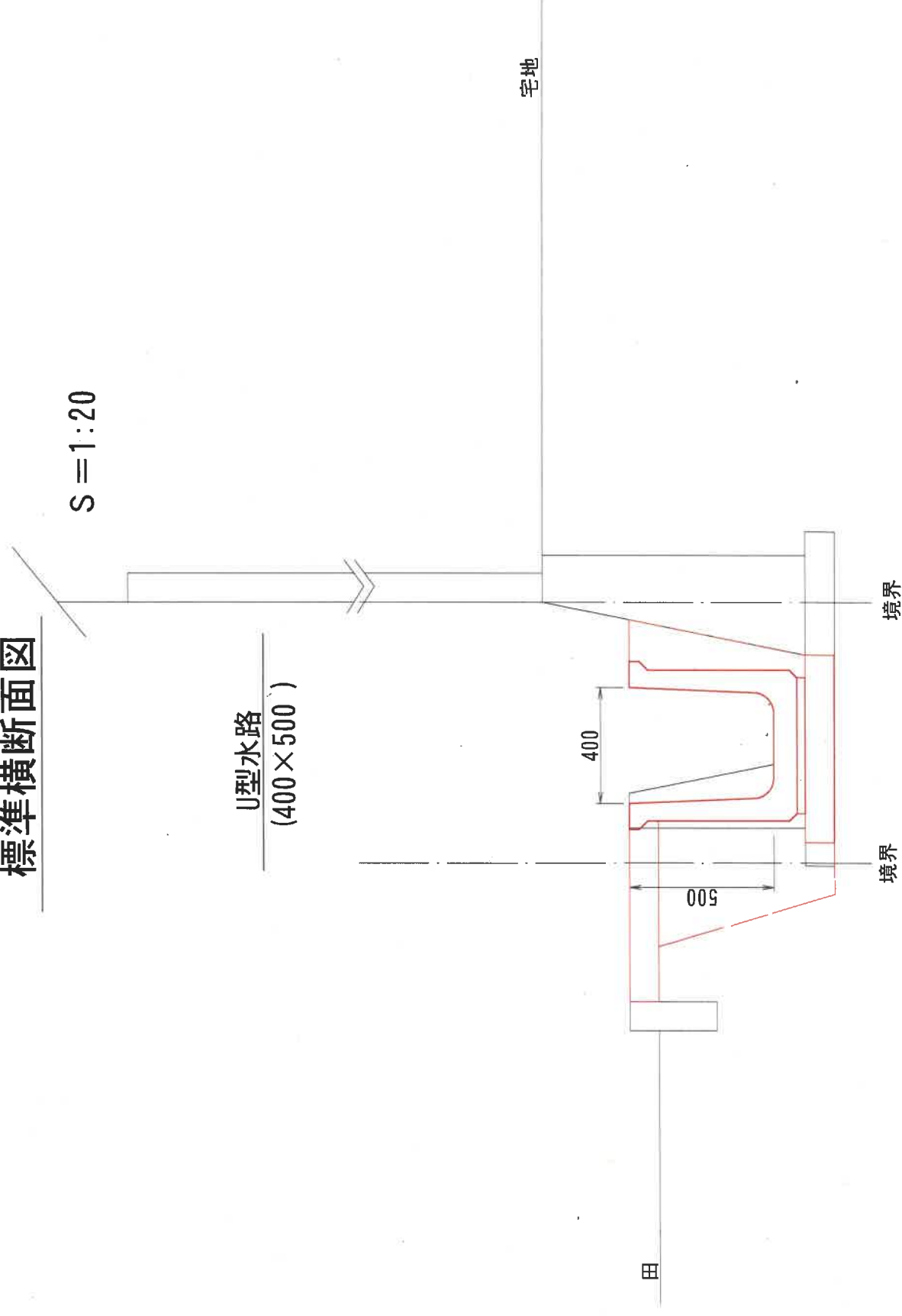
境界

境界

400

500

田



土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、32アールと零細で土地が分散しており、生産基盤は未整備である。

水路の整備をすることにより、維持管理を軽減させ、地域農業の振興と生産性向上を図る。

水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

善通寺市土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は、善通寺市土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川土改第 281 号である。

(地区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 町 名	町 名 又 は 字 名	地 域
善通寺市	大麻町、生野町、櫛梨町、生野本町 1 丁目～2 丁目、上吉田町、下吉田町、稲木町、文京町 1 丁目～4 丁目、上吉田町 1 丁目～8 丁目、善通寺町、善通寺町 1 丁目～7 丁目、仙遊町 1 丁目～2 丁目、南町 1 丁目～3 丁目、与北町、木徳町、原田町、金蔵寺町、中村町、中村町 1 丁目、弘田町、吉原町、碑殿町	一円の田、畑
丸 亀 市	原田町	

(事業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地区内のかんがい排水施設の新設、改修
- 二 地区内の農道の新設、改修
- 三 地区内の区画整理
- 四 地区内の土地改良施設の維持管理
- 五 地区内の農用地又は土地改良施設の災害復旧

2 この土地改良区は、第 1 項第 4 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該

施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、善通寺市役所内に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、善通寺市役所の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、51人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。

ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、經常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は、理事 17 人及び監事 3 人とする。

2 前項の役員定数のうち、理事 1 人は組合員でない者とする。

(役員の選任)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事長の事務を補佐するため必要があると認めるときは、理事の互選により副理事長を置くことができる。

3 理事はあらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 24 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 26 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第 4 条第 1 項第 2 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 第 4 条第 1 項第 3 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

4 第 4 条第 1 項第 4 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦

課する。

5 第4条第1項第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

6 前5項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部（ただし、畑は田の2分の1の標準による）及び事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、事業の施行に係る土地についての事業費に対する賦課基準は次のとおりとする。

事業費区分 事業区分		10 万円以上 300 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上
市単土地改良事業		3/1,000	2.5/1,000		
県単土地改良事業		5/1,000	4/1,000	3/1,000	2/1,000
団体営土地改良事業		5/1,000	4/1,000	3/1,000	2/1,000
県営土地改良事業		5/1,000	4/1,000	3/1,000	2/1,000
国営土地改良事業		5/1,000	4/1,000	3/1,000	2/1,000
災害復旧 事業	施設	6/1,000	5/1,000	4/1,000	3/1,000
	農地	4/1,000	3/1,000	2/1,000	1/1,000
非補助融資事業		4/1,000	3/1,000	2/1,000	
その他の事業		4/1,000	3/1,000	2/1,000	1.5/1,000

（分担金）

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各地域ごとに地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役履行）

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 30 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 4 7 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 31 条 この土地改良区は法第 91 条の 2 の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 32 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 33 条 第 26 条、第 27 条、第 30 条又は第 31 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の 1 0 0 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 34 条 この土地改良区の事務を分掌させるために、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 35 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 36 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 33 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 37 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 38 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 39 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 40 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 63 年 5 月 10 日から施行する。

平成 2 年 4 月 12 日から施行する。

平成 3 年 3 月 28 日から施行する。

平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

1. この定款は、認可の日から（令和 2 年 4 月 1 4 日）から施行する。

2. 土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）の経過措置を準用する。